

当組合の金融円滑化の取組方針について

平成 21 年 12 月 4 日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）は平成 25 年（2013 年）3 月末日をもって終了いたしました。期限到来後においても当組合の金融円滑化の取組方針に変更はございません。

当組合の「金融円滑化管理方針」に基づき、お客様からのご返済条件の変更・新たな借入等のご相談やお申込みに対しましては適切に対応しております。また、経営に関するご相談や経営改善に向けた取組みについては、ご支援を適切に行うよう努めております。

1. 中小企業や個人事業主のお客さまへのご融資につきましては、事業の特性及びその状況を総合的に勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 中小企業や個人事業主のお客さまから、事業資金に関するお借入の条件変更等のご相談・お申込みがあった場合には、事業における問題・課題を十分に把握したうえで、経営の改善又は再生の可能性を勘案しつつ、できる限りお借入の負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
3. 住宅資金をご利用のお客さまからお借入の条件変更等のご相談・お申込みがあった場合には、将来にわたって無理のない返済ができるよう、お客さまの財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限りお借入の負担を軽減するための措置を取るよう努めます。
4. 事業資金のお借入が他の金融機関にあるお客さまから、条件変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまからの同意を得たうえで、守秘義務に十分留意し、当該金融機関（信用保証協会等外部機関等を含む）と条件変更等に係る情報を相互に確認し緊密に連携を図るよう努めます。
5. 中小企業や個人事業主のお客さまには、経営に関する相談や経営改善に向けた取組みに関しまして、積極的に支援を行うとともに、適切な助言を行うなどコンサルティング機能の発揮に努めます。
6. 負担軽減につながる貸付条件の変更等を行った場合は、経営改善計画の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、継続的な検証を通じ必要に応じて助言を行うなど経営改善に向けた取組みの支援を行うよう努めます。
7. お客さまからお借入の条件変更等のご相談・お申込みがあった場合には、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、これまでのお取引や事業のご経験、資産等の状況等に応じて、適切かつ丁寧な説明に努めます。

○ご返済条件の変更・新たな借入等に関するご相談・申込みは、次ページに記載された取扱営業店のご相談受付窓口にお申し出ください。また、ご返済条件の変更等に関する苦情相談につきましては、取扱営業店または本部のご相談受付窓口にお申し出ください。

ご相談等はお電話でもご遠慮なくお申し出ください。

ご返済等に関するご相談受付窓口

【営業店のご相談窓口】

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店営業部	〒151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-10	03-3356-4141
五反田支店	〒141-0031	東京都品川区西五反田2-5-12	03-3492-1075
上野支店	〒110-0015	東京都台東区東上野2-11-5	03-3834-6411
立川支店	〒190-0022	東京都立川市錦町3-2-24	042-524-0471
亀戸支店	〒136-0071	東京都江東区亀戸6-11-4	03-3682-2251
池袋支店	〒171-0021	東京都豊島区西池袋3-31-3	03-3982-8111
松本支店	〒390-0812	長野県松本市県1-8-1	0263-32-8115
千葉支店	〒260-0016	千葉県千葉市中央区栄町4-14	043-227-8636
川崎支店	〒210-0851	神奈川県川崎市川崎区浜町1-7-1	044-322-5381
大和支店	〒242-0021	神奈川県大和市中央2-3-16	046-262-0111
横浜支店	〒231-0033	神奈川県横浜市中区長者町9-138 2F	045-261-0111
水戸支店	〒310-0031	茨城県水戸市大工町2-2-14	029-231-6281
宇都宮支店	〒320-0804	栃木県宇都宮市二荒町5-6	028-633-7111
高崎支店	〒370-0841	群馬県高崎市栄町26-19	027-327-0087
埼玉支店	〒330-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-4	048-650-8011
熊谷支店	〒360-0032	埼玉県熊谷市銀座3-34	048-521-2017

【本部のご相談窓口】

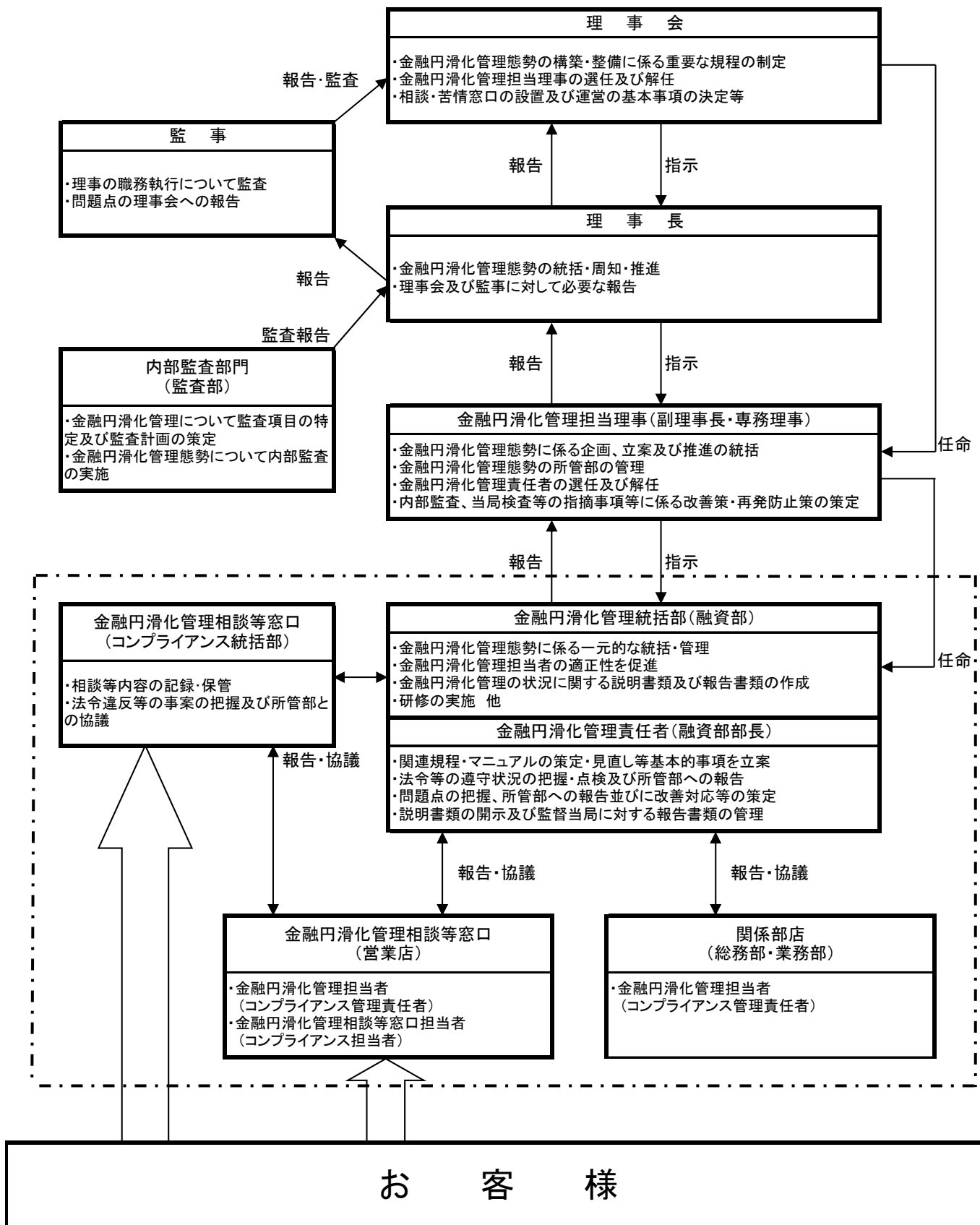
受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

担当部署 コンプライアンス統括部

電話番号 03-3356-1462

金融円滑化管理に係る体制

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



● 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権〔債務者が中小企業者である場合〕

	2023(令和5)年4月1日 ～ 2024(令和6)年3月31日		2024(令和6)年4月1日 ～ 2025(令和7)年3月31日		2025(令和7)年4月1日 ～ 2026(令和8)年3月31日	
	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	138	16,209	112	11,574	80	6,629
うち、実行に係る貸付債権の額	130	15,005	111	11,574	69	4,102
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	6	2,493
うち、取下げに係る貸付債権の額	8	1,203	1	0	5	34

● 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	2023(令和5)年4月1日 ～ 2024(令和6)年3月31日		2024(令和6)年4月1日 ～ 2025(令和7)年3月31日		2025(令和7)年4月1日 ～ 2026(令和8)年3月31日	
	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)	金額 (単位:百万円)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	29	3	28	2	27
うち、実行に係る貸付債権の数	3	29	3	28	2	27
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

※ 中小企業金融円滑化法に準じて、2023年4月1日以降の各期に受付された条件変更に係わる2026年3月31日現在の係数です。